

編集著作物における著作者の認定の在り方について －著作権判例百選事件を題材に－

川島 まゆ

本研究では、編集著作物の著作者の認定について争われた「著作権判例百選事件」を題材に、編集著作物における著作者の認定のあり方について検討していく。

この事件では、「著作権判例百選」という判例解説集について、その編集に関与した大学教授(X)が著作者と認められるか否かが主要な争点となった。著作権判例百選第4版にはXの氏名が編者として記載されていたが、第5版には記載されておらず、これを不服としてXが訴えを起こした事例である。

東京地裁においては、Xの行った、執筆者の一名削除及び三名の追加という素材の選択、配列行為には創作性があり、Xは著作者の一人であるというべきだと判断した。それに対して知財高裁では、Xの行為について創作性があると認め得るものではないと判断し、Xの著作者性を否定した。Xの行為が、他人の行った編集方針の決定や素材の選択、配列について意見を述べたり消極的に容認したものに過ぎないということ、そして、共同編集著作物においては、行為者の著作物作成過程における地位、権限、行為のされた状況等をも考慮して判断されるべきであるという点を指摘している。

本稿では、共同編集著作物と共同著作物の範囲において、著作者の認定が争われた従前の裁判例を取り上げ、行った具体的な行為と判決について検討した。関連裁判例から読み取れたのは、行為の内容において、地のさざめごとと事件で戦没者名簿の作成や遺稿の収集などを行った者が著作者と認められたように、素材の選択、配列に創作性が認められた者は著作者とされ、他人の行った編集方針の決定や素材の選択、配列について意見を述べたり、消極的に容認したに過ぎないと認められた者については著作者性が認められていないということである。また、実際に素材の選択、配列行為をした者だけでなく、編集方針の決定者も認められる場合が多く見受けられた。

このような従前の裁判例と本件を比較して知財高裁の判断について検討した。Xは編集方針の大枠を決定する面談には参加しておらず、編集方針の決定者とは言えない。また、Xの行為は従前の裁判例と比較しても創作性のある行為とは言い難く、他人の行った素材の選択、配列を消極的に容認したに過ぎないと考えられる。また、知財高決の特徴と言える、行為の行われた状況などを鑑みた点については、編集著作物の著作者性を判断する上では参考にすべきだが、当該行為の創作性の有無を判断するのが最も重要だと考えた。

結論として、Xの著作者性を否定した知財高裁の判断は妥当であったと考える。また、編集著作物における著作者の認定の在り方については、行為の行われた状況や行為者の立場などを考慮した上で、具体的な行為の内容を重視して判断するべきだと考えた。

(指導教員 村井麻衣子)